



2025 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 豊田合成株式会社
代 表 者 名 取締役社長 齋藤 克巳
(コード番号 7282 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経理部長 近藤 英彰
(TEL. 052-400-5131)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款第 35 条第 3 項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を下記 2. のとおり決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記 3. のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、株主還元方針として「安定的かつ継続的な増配」を実現するため、DOE（注 1）2.5%を下限目標とするとともに、適切な資本構成を構築するため「機動的な自己株式の取得」にも取り組みます。こうした株主還元の取り組みによって、「株主資本コストを上回る TSR（注 2）を長期安定的に向上させてまいります。上記の株主還元方針のもと、株主還元の強化及び資本効率の向上を目的とし、かつ本日公表いたしました当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、本自己株式の取得を実施することを決定いたしました。また、今般取得した自己株式は全数消却する予定です。今後も資本の効率性及び安全性のバランスを取りながら企業価値向上のための株主還元策を検討してまいります。なお、本売出しの詳細については、当社が本日公表いたしました「株式の売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

（注 1）株主資本配当率：配当額÷株主資本（連結）

（注 2）株主総利回り

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 10,000,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 7.86%)
- (3) 株式の取得価額の総額 500 億円 (上限)
- (4) 取得期間 本売出しの売出価格等決定日が 2025 年 12 月 1 日 (月) から 2025 年 12 月 3 日 (水) の間のいずれかとなった場合、「2026 年 1 月 7 日 (水) から 2027 年 1 月 6 日 (水) まで」
本売出しの売出価格等決定日が 2025 年 12 月 4 日 (木) となった場合、「2026 年 1 月 8 日 (木) から 2027 年 1 月 7 日 (木) まで」
- (5) 取得方法 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けを含む株式会社東京証券取引所における市場買付け
- (6) その他本自己株式の取得に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 齋藤 克巳に一任する。

(注1) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(注2) 市場動向等を勘案の上、本売出しの売出価格等決定日が 2025 年 12 月 1 日 (月) から 2025 年 12 月 3 日 (水) の間のいずれかとなった場合は、2026 年 1 月 7 日 (水) 以降、2025 年 12 月 4 日 (木) となった場合は、2026 年 1 月 13 日 (火) 以降、ToSTNeT-3 による自己株式の取得を実施する場合があります。本売出しの貸株人であるトヨタ自動車株式会社は、貸株に充当した当社株式 (4,461,800 株 (上限)) の全部又は一部がトヨタ自動車株式会社に返却された場合、返却された株式の全部又は一部につき、上記自己株式の取得に応募する意向を示しております。当社が ToSTNeT-3 による自己株式取得を決定した場合には、事前に公表した上で実施いたします。

3. 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 上記 2. により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 未定 (注)
- (4) その他本自己株式の消却に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 齋藤 克巳に一任する。
- (注) 本自己株式の取得が完了し、消却予定日が決定した時点で改めてお知らせいたします。

(ご参考) 2025 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	127,253,973 株
自己株式数	360,174 株

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法 (改正を含み、以下「米国証券法」という。) に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。